

○サービスの利用の手続きは次のとおりです。

## ① 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業 利用相談・申請

障害福祉

サービスの場合 (18歳以上)

※ 18歳未満は、障害児通所支援と同様

障害児通所支援

の場合

地域生活支援事業  
の場合

原則ご自宅で、障害支援区分認定調査 (80項目の聞き取り)

※同行援護 (介護給付) を利用し身体介護を伴わない場合は不要

介護給付の場合

※共同生活援助 (訓練等給付) を利用し、入浴や排せつ、食事等の介護を伴う場合を含む。

訓練等給付の場合

※同行援護 (介護給付) を利用し、身体介護を伴わない場合を含む。

障害支援区分一次判定 (コンピューター判定)

障害支援区分判定審査会

審査会は、障がい保健福祉をよく知る委員で構成されています。(一次判定結果・医師意見書・特記事項内容を資料に区分の判定及び審査を行います)

障害支援区分の認定 (区分1~6)

審査会の判定・審査結果に基づき認定します。

申請窓口で、利用される方の心身の状況などの聞き取り調査

## ② サービス等利用計画案の作成依頼・提出

利用される方の課題の解決や適切なサービス利用に向けて指定相談支援事業者が作成する計画案を市に提出します。

## ③ サービスの決定

障害支援区分、生活状況、利用される方の要望、提出いただいたサービス等利用計画案などを基にサービスの内容、支給量を決定します。

「福祉サービス受給者証」、「地域生活支援事業受給者証」を交付します。

## ④ 事業者とのサービスの利用契約

作成されたサービス等利用計画をふまえて、指定事業者とサービスの利用に関する契約をします。

契約の際は、③で交付した受給者証が必要となります。

## ⑤ サービスの利用

契約をした事業所よりサービスを受けます。指定相談支援事業者は、自宅を訪問し、定期的なモニタリング (サービス内容の点検見直し) を行います。

## ⑥ 利用者負担額の支払

サービスを利用したら、利用者負担額を支払います。月ごとの利用者負担には所得に応じて上限が設けられています。(52ページ参照)